

証券コード 302A
2026年6月9日
(電子提供措置の開始日2026年6月2日)

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿六丁目18番1号
株式会社ビースタイルホールディングス
代表取締役社長 三 原 邦 彦

第7回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第7回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて「第7回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.bstylegroup.co.jp/ir/meeting/>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席願えない場合は、インターネット又は書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年6月23日（火曜日）午後6時までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

【インターネットによる議決権行使の場合】

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://evote.tr.mufig.jp/>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、4頁の「インターネットによる議決権行使のご案内について」をご確認くださいようお願い申し上げます。

〔書面による議決権行使の場合〕

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようにご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月24日（水曜日）午前10時00分（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目31番11号
住友不動産新宿南口ビル
ベルサール新宿南口4階 ROOM3+4

3. 会議の目的事項

【報告事項】

1. 第7期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第7期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

【決議事項】

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役4名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件
- 第5号議案 取締役（社外取締役除く）の非金銭報酬枠の設定の件

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
 - ◎ 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
 - ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。
 - ◎ 書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
 - ・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ・計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

議決権行使についてのご案内

書面郵送またはインターネットで議決権を行使される場合

書面郵送



議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。
議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限

2026年6月23日（火曜日）午後6時到着分まで

インターネット



次頁の「インターネットによる議決権行使について」をご参照のうえ、賛否をご入力ください。

行使期限

2026年6月23日（火曜日）午後6時受付分まで

株主総会にご出席される場合

株主総会ご出席



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
なお、株主ではない代理人及び同伴の方等、議決権を行使できる株主以外の方はご入場いただくことができませんので、ご注意ください。

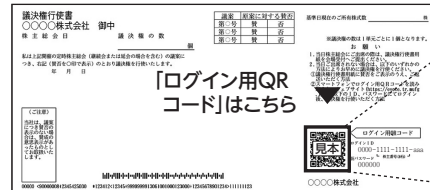
株主総会開催日時

2026年6月24日（水曜日）午前10時

インターネットによる議決権行使について

インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォン等から当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。

スマートフォンの場合 QRコードを読み取る方法



議決権行使書副票(右側)



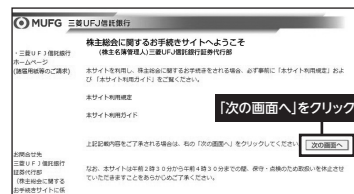
スマートフォンでの議決権行使は、「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要になりました。同封の議決権行使書副票（右側）に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、ログインいただけます。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

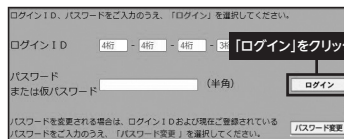
ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイトのご利用方法

① 議決権行使サイトにアクセスする



② お手元の議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力



③ 以降画面の案内に沿って賛否をご入力ください。

ご注意事項

- インターネットによる議決権行使は、株主総会前日（2026年6月23日（火曜日））の午後6時まで受付いたします。
- 郵送とインターネットにより、二重に議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- インターネットにより、複数回数にわたり議決権行使をされた場合は、最終に行われた議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

システム等に関するお問い合わせ（ヘルプデスク）

三菱UFJ信託銀行(株) 証券代行部

0120-173-027（通話料無料）

受付時間：午前9時から午後9時まで

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社の事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るため、現行定款第2条を変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。なお、本定款の変更案は、本定時株主総会終結のときをもって効力を生ずるものとします。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 次の事業を営む会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理すること	(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. <u>次の事業を営むこと及び次の事業を営む会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理すること</u>
①～③ (条文省略) (新設)	①～③ (現行どおり)
④～⑥ (条文省略) (新設)	④ <u>企業の求人・採用活動の代行・請負業務</u> ⑤～⑦ (現行どおり)
⑦～⑪ (条文省略) (新設)	⑧ <u>AI（人工知能）を利用した各種サービス、ソフトウェア及びシステムの企画、開発、制作、提供、販売、運営、管理に関する事業</u> ⑨～⑬ (現行どおり)
⑫ (条文省略) (新設)	⑭ <u>ビジネスプロセスアウトソーシング業務及びビジネスプロセスサポートに関する業務</u> ⑮ (現行どおり)
⑬～⑮ (条文省略)	⑯ <u>人事・労務・福利厚生・社会保険・経理・その他一般事務作業の業務受託</u> ⑰～⑲ (現行どおり)

第2号議案 取締役4名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、当社の取締役4名（三原邦彦、増村一郎、七村守、堤和子）の任期が満了となります。つきましては、取締役4名を選任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
1	み はら くに ひこ 三 原 邦 彦 (1970年7月23日生)	1996年4月 株式会社インテリジェンス（現 パーソルキャリア株式会社）入社 2000年10月 イーシーサーブテクノロジー株式会社（現 パーソルプロセス&テクノロジー株式会社）代表取締役社長就任 2002年6月 株式会社インテリジェンス（現 パーソルキャリア株式会社）退社 2002年7月 株式会社ビースタイル（現 株式会社ビースタイルスマートキャリア）設立 代表取締役社長就任 2020年2月 当社 設立 代表取締役社長就任（現任） 2020年2月 株式会社ビースタイルメディア 取締役就任（現任） 2020年2月 株式会社ビースタイルバリューテクノロジーズ 取締役 就任（現任） 2020年2月 株式会社ビースタイルチャレンジ 取締役就任（現任） 2020年2月 株式会社ビースタイルギグワークス（現 ご近所ワーク株式会社） 取締役就任 2020年4月 株式会社ビースタイルスマートキャリア 取締役就任 2021年2月 同社 代表取締役社長就任 2021年4月 株式会社ビースタイルバリューテクノロジーズ 代表取締役社長就任 2024年6月 株式会社ビースタイルスマートキャリア 取締役就任（現任）	304,900株
【取締役候補者とした理由】 三原邦彦氏は、当社創業者であり、当社代表取締役として、当社グループ事業の経営を担ってきた実績と経験、並びに経営全般における豊富な見識を有しております。当社グループの持続的な企業価値向上には同氏の幅広い経験及び見識と強いリーダーシップが必要不可欠であるため、引き続き取締役として適任と判断しております。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 する 当社の株式数
2	ます むら いち ろう 増 村 一 郎 (1971年1月21日生)	1994年 4 月 株式会社東日本銀行 入行 1997年 4 月 テンプスタッフ株式会社（現 パーソルテン スタッフ株式会社）入社 2002年 9 月 株式会社ビースタイル（現 株式会社ビース タイルスマートキャリア）入社 2003年 2 月 同社 取締役就任 2014年 7 月 同社 代表取締役副社長就任 2017年 1 月 同社 代表取締役社長就任 2019年 7 月 同社 取締役会長就任 2020年 2 月 当社 取締役会長就任（現任） 2020年 2 月 株式会社ビースタイルメディア 取締役就任 （現任） 2020年 2 月 株式会社ビースタイルバリューテクノロジーズ 取締役就任（現任） 2020年 2 月 株式会社ビースタイルチャレンジ 取締役就任 2020年 2 月 株式会社ビースタイルギグワークス（現 ご近 所ワーク株式会社）取締役就任 2020年 4 月 株式会社ビースタイルスマートキャリア 取締 役就任（現任） 2022年 6 月 株式会社ビースタイルチャレンジ 代表取締役 社長就任（現任）	308,500株
【取締役候補者とした理由】 増村一郎氏は、共同創業者であり、当社取締役会長として事業への深い理解と高い統率力のもと人材育成と戦略構築力を発揮し、当社グループの成長を推進してまいりました。当社グループの持続的な企業価値向上には同氏の幅広い経験、知見及び資質が必要不可欠であるため、引き続き取締役として適任と判断しております。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 する 当社の株式数
3	なな むら 七 村 まもる 守 (1955年1月21日生)	1979年 4 月 株式会社リクルート（現 株式会社リクルートホールディングス）入社 1990年10月 株式会社サブ・アンド・リミナル（現 株式会社セプテーニ・ホールディングス）設立 1991年 4 月 同社 代表取締役社長就任 2004年12月 株式会社セプテーニ（現 株式会社セプテーニ・ホールディングス）CEO代表取締役会長就任 2014年12月 株式会社セプテーニ・ホールディングス 名誉会長就任 2016年 1 月 日本法規情報株式会社（現 アスクプロ株式会社）社外取締役就任（現任） 2016年 9 月 株式会社ビースタイル（現 株式会社ビースタイルスマートキャリア）社外取締役就任 2020年 2 月 当社 社外取締役就任（現任）	— 株
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 七村守氏は、長年にわたる企業経営者としての豊富な知識と経験、幅広い見識に基づいた助言を行うほか、当社グループの経営に対する監督のために重要な役割を果たしております。当社グループの持続的な企業価値向上のためには同氏の幅広い経験及び資質が必要不可欠であり、かつ、監督機能の客観性及び中立性を確保することができるものと判断していることから、引き続き社外取締役として適任と判断しております。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 する 当社の株式数
4	つつみ かず こ 堤 和 子 (1968年 3月28日生)	1990年 4 月 旭光学工業株式会社 入社 1994年10月 株式会社インテリジェンス（現 パーソルキャリア株式会社）入社 2002年 9 月 株式会社キャリアエーラ 設立 代表取締役就任（現任） 2025年 6 月 当社 社外取締役就任（現任）	一株
	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 堤和子氏は、企業経営者としての豊富な知識と経験、企業の人材戦略や組織開発の専門家として幅広い知見を有しております。当社グループの持続的な企業価値向上のためには同氏の幅広い経験及び資質が必要であり、かつ、監督機能の客観性及び中立性を確保することができるものと判断していることから、引き続き社外取締役として適任と判断しております。		

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別な利害関係はありません。
2. 候補者のうち、七村守氏及び堤和子氏は、社外取締役候補者であります。
3. 候補者堤和子氏は、藤井佐和子の通称で職務を遂行いたします。
4. 各候補者の所有する株式数は、当期末(2026年 3月31日)現在の株式数を記載しております。
5. 候補者三原邦彦氏及び増村一郎氏の所有する株式数には同氏らの各資産管理会社が所有する株式数も含めて記載しております。
6. 当社は、候補者七村守氏及び堤和子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏の再任が承認可決された場合は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
7. 候補者七村守氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって6年4ヶ月となります。
8. 候補者堤和子氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって1年となります。
9. 当社は、候補者七村守氏及び堤和子氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額であります。なお、両氏が再任された場合には、当該契約を継続する予定であります。当該契約における損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額であります。
10. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、当社取締役を含む被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金や争訟費用等の損害を、当該保険契約により補填することとしております。なお、当該保険契約は次回更新時においても同内容で更新する予定であります。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役鵜崎俊也氏は、本総会終結の時をもって辞任により退任されますので、新たに監査役1名の選任をお願いするものであります。また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
※ ほり うち まさ お 堀 内 雅 生 (1969年11月13日生)	1992年 4 月 日本インベストメント・ファイナンス株式会社（現 大和企業投資株式会社）入社 1995年 4 月 株式会社インテリジェンス（現 パーソルキャリア株式 会社）入社 1998年 3 月 株式会社サイバーエージェント 社外監査役就任 2009年 4 月 株式会社U S E N（現 株式会社U-NEXT HOL D I N G S） 内部統制室長就任 2010年 5 月 税理士登録 2010年12月 株式会社U-NEXT（現 株式会社U-NEXT H O L D I N G S）取締役管理本部長就任 2017年 7 月 株式会社U-NEXT（現 株式会社U-NEXT H O L D I N G S）常勤監査役就任（現任） 2017年12月 株式会社サイバーエージェント 社外取締役（監査等 委員）就任 2018年 6 月 株式会社ランディックス 社外監査役就任（現任） 2020年 4 月 日本大学芸術学部 非常勤講師就任（現任） 2020年 6 月 フォーススタートアップス株式会社 社外取締役就任 2023年 6 月 フォーススタートアップス株式会社 社外取締役（監査 等委員）就任（現任）	一株
【社外監査役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 堀内雅生氏は、税理士としての高い専門性及び企業経営者としての豊富な経験と知識を有しております。客観的な視点から実効性の高い監査業務を期待し、監査役として選任をお願いするものであります。 【候補者と当社との特別な利害関係】 特別な利害関係はありません。		

- (注) 1. ※印は、新任の監査役候補者であります。
 2. 堀内雅生氏は社外監査役候補であります。
 3. 堀内雅生氏は東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしており、監査役に就任された場合は独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
 4. 堀内雅生氏が監査役に就任された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額であります。
 5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、当社監査役を含む被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金や争訟費用等の損害を、当該保険契約により補填することとしております。なお、当該保険契約は次回更新時においても同内容で更新する予定であります。

第4号議案 退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって監査役を退任されます鵜崎俊也氏に対し、在任中の労に報いるため、同氏の最終報酬月額12ヶ月分を本総会終結後から1ヶ月以内に、同氏の指定する銀行口座宛に振込送金の方法にて贈呈したいと存じます。なお、鵜崎俊也氏は当社の前身となる株式会社ビースタイル（現 株式会社ビースタイルスマートキャリア）設立後まもなくの2006年から監査役として就任され、長年にわたって当社に貢献していただいた実績を勘案し、本議案は相当と判断しております。

なお、退任監査役の略歴は次のとおりであります。

氏 名 ふりがな	略歴
鵜 崎 俊 也 ときざき としや	2020年2月 当社監査役 現在に至る

第5号議案 取締役（社外取締役除く）の非金銭報酬枠の設定の件

当社は、取締役が企業価値の持続的な向上に向け、最大限の能力を発揮できる環境を整備し、また、優秀な人材の確保及び定着を図るため、社外取締役を除く取締役を対象として借上社宅制度を導入いたします。

当該制度の概要及び具体的な内容は以下のとおりであり、当社が当該制度を利用する取締役に対し支払うべき役員報酬額が増額されるものではありませんが、社宅の提供は会社法第361条第1項第6号に規定される金銭でない報酬（非金銭報酬）に該当いたしますので、取締役の役員報酬限度額（2024年9月17日開催の臨時株主総会において承認されている年額5億円以内。ただし、使用人分給与は含まない）とは別に、年額20百万円を上限として非金銭報酬枠を設定することについて、ご承認をお願いするものであります。

1. 対象者

社外取締役を除く取締役（現在2名、第2号議案が原案とおり承認されますと引き続き2名）

2. 制度概要・金額上限

当社が社宅として借り上げる総賃借料（管理費及び共益費を含む）と、当社が社宅料として当該取締役に支払う報酬から徴収する総額との差額の合計額について、年額20百万円以内といたします。なお、当該差額は毎月の金銭報酬から減額処理を行うため、当社において実質的な負担増が生じるものではなく、かつ前記借上社宅制度の趣旨に照らすと相当な理由があるものと考えております。

3. 決定方法

各取締役に対する具体的な非金銭報酬の額については、本議案でご承認いただいた上限額の範囲内で、取締役会の決議により決定いたします。

以 上

事業報告

(自 2025年 4 月 1 日)
(至 2026年 3 月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当社グループの人材サービス業界の市場動向については、日本国内の有効求人倍率が1.18倍と堅調に推移しております。企業においては少子高齢化に伴う構造的な人手不足への対応が慢性的な課題となっており、採用ニーズの拡大や人材の流動化が今後さらに進むことが予想されます。また、人材の活用形態や働き方の多様化、ワークライフバランスを重視する価値観の変化など、個人のライフスタイルのニーズに合わせた働き方を提供することが一層求められております。

このような状況のもと、当社グループは世界を変えるソーシャルカンパニーとして、経営理念であるパーパス (PURPOSE) 不変の存在意義は、「時代に合わせた価値を創造する」、バリュー (VALUE) 大切な価値観は、「四方よし 買ってよし・売ってよし・世間よし・仲間よし」、ミッション (MISSION) 果たすべき使命は、「社会課題をビジネスで解決する」、ビジョン (VISION) 目指す未来は、「かかわる全ての人 が しあわせ」のもとに、業績の向上と企業価値の増大に努めてまいりました。

しゅふのパートタイム派遣を主な事業とする派遣・紹介事業は、人材派遣事業における稼働人数の減少に伴い、人材派遣売上が減少いたしました。一方で、人材紹介事業では紹介予定派遣の入社決定数の増加に伴い、人材紹介売上が増加いたしました。また、新規事業のネイバーケアキャリア事業（看護・介護派遣領域）は、事業立ち上げが順調に進み、堅調な受注となりました。以上の結果、売上高は6,704,773千円（前期比4.1%減）、セグメント利益282,988千円（前期比22.6%減）となりました。しゅふの採用に特化した求人サイト「しゅふJOB」のメディア事業については、テレビCM放映エリアを関東、関西圏に加え中京圏へ拡大したことで「しゅふ層」と求人企業を結ぶ求人メディアとしてのブランド認知が向上し、求人掲載件数及び応募件数が増加し売上が伸びました。以上の結果、売上高は4,461,282千円（前期比26.7%増）、セグメント利益1,358,992千円（前期比18.8%増）となりました。DX事業は、BPA（ビジネス・プロセス・オートメーション）事業及びITエンジニア派遣・業務委託サービス事業を展開しております。BPA事業においてRPA関連の大型案件の納品が完了し、ITエンジニア派遣・業務委託サービスでは、ビジネスパートナーの人

材を活用した受注獲得が好調に推移したことで売上が伸びました。以上の結果、売上高は1,002,913千円（前期比18.8%増）、セグメント利益64,134千円（前期比15.1%減）となりました。その他の事業は、障がい者雇用推進、当社グループ内業務代行サービスを提供しております。売上高は112,041千円（前期比14.8%増）、セグメント利益28,030千円（前期比11.7%増）となりました。

この結果、当社グループの当連結会計年度における業績は、連結売上高12,008,754千円（前期比7.1%増）、売上総利益5,868,115千円（前期比19.5%増）、営業利益189,695千円（前期比41.3%減）、税金等調整前当期純利益155,414千円（前期比52.1%減）、親会社株主に帰属する当期純利益51,484千円（前期比73.7%減）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は181,505千円であり、その主なものは、派遣・紹介事業のシステム開発19,766千円、メディア事業のシステム開発138,234千円であります。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 重要な事業の譲渡及び譲受の状況

特記すべき事項はありません。

(5) 吸収合併・吸収分割による事業に関する権利義務の承継

特記すべき事項はありません。

(6) 対処すべき課題

当社グループは、従来の各事業毎のマネジメントからブランドを軸としたポートフォリオ経営に事業運営の軸足を転換し、中長期的な企業価値向上を実現するために、以下の課題に優先的に取り組んでまいります。

① メディア事業の成長加速とシェア拡大

主力の「しゅふJOB」においては、認知度向上と会員基盤の更なる拡充に向けた積極的な広告投資を継続いたします。また、2026年3月期より本格的に開始したしゅふJOBシステム刷新に対する投資を着実に実行し、しゅふJOBの集客力をさらに強化するとともに、顧客企業にとっての求人利用利便性を高めて参ります。これらによってメディア事業単体での成長を実現するとともに、「企業と人を集める力」を梃子にしてしゅふJOBで集客しやすい職種・エリアを中心とした派遣・紹介ビジネスや、求人応募獲得にとどまらず、それ以降の採用プロセスのアウトソーシング等、しゅふJOB周辺領域での事業拡大を推進してまいります。

② 派遣・紹介事業のトランスフォーメーション

派遣・紹介事業においては、過去4年間、売上・利益の減少が続いてまいりました。それに終止符を打ち反転攻勢すべく、派遣事業では、(i) 事務派遣領域においては組織・体制の大幅な見直し（スリム化）を図り、労働生産性を高める、(ii) 成長領域であるネイバーケアキャリア事業への積極的な成長投資を実施する、(iii) 派遣事業向けのバックオフィス業務を担う機能をBPO事業に移管し他社から同業務を受託することで収益事業化と規模の経済の追求を行ってまいります。

紹介事業では「スマートキャリア」ブランドのリブランディングを実施し、新たなブランドコンセプトのもとで新たな転職ニーズの掘り起こしを図ってまいります。

③ DX事業における選択と集中

DX事業においては、技術領域を限らずにエンジニア人材を派遣するエンジニア派遣事業は段階的に縮小し、代わってノーコード・ローコード開発やAI活用による自動化・省力化を含む特定の顧客業務課題解決のための提案に集中してまいります。特に複数のSaaSやシステムを連携し業務フローを自動化するiPaaS (Integration Platform as a Service)の1つであるWorkatoを用いた営業提案・開発に注力してまいります。同時に、

BPO事業を注力領域の1つと位置づけ、特にRPO（採用プロセスアウトソーシング）に集中して取り組んでまいります。

④ ホールディングス機能の強化とAI活用の更なる推進

ホールディングスにおいては、各事業における成長・効率化をサポートするとともに、新たな成長事業を創出すべく、以下を中心に事業支援体制の強化を進めてまいります。

(i)重複・類似するシステムの整理・集約によるシステム投資効率化とITガバナンス強化及び、そのためのグループ横断IT企画・管理

(ii)業務におけるAI活用支援活動の更なる強化

(iii)ブランド軸での事業運営及び事業創出を推進するためのブランド管掌制度の導入

(iv)事業別損益の正確性向上のための管理会計制度の導入・運用とホールディングス構造に由来する高い税負担率の適正化

(v)グループ核事業におけるKPI体系を整理統合し、業績向上に直結するKPIのモニタリング体制の構築

(vi)戦略的なM&A・アライアンスの推進

これらの取組を中心に事業活動を進めることで、成長の加速と利益率の向上へと邁進してまいります。

今後も引き続き、株主の皆様のご期待にお応えできるよう経営目標達成に注力し、収益の確保、ひいては企業価値の向上に努めてまいりますので株主の皆様におかれましては、何卒一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(7) 財産及び損益の状況の推移

区分	第4期 (2023年3月期)	第5期 (2024年3月期)	第6期 (2025年3月期)	第7期 (当連結会計年度) (2026年3月期)
売上高 (千円)	10,195,350	10,826,944	11,214,027	12,008,754
経常利益 (千円)	203,543	247,179	325,389	176,796
親会社株主に帰属する当期 純利益 (千円)	87,535	344,538	195,800	51,484
1株当たり当期純利益 (円)	46円09銭	181円41銭	83円68銭	17円73銭
総資産 (千円)	3,262,476	3,717,611	4,150,714	3,875,051
純資産 (千円)	176,511	621,489	1,263,165	1,315,051
1株当たり純資産 (円)	92円33銭	326円63銭	435円69銭	451円91銭

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中の平均発行済株式総数に基づき算出しております。

2. 当社は2026年4月1日付で、株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額につきましては、当該株式分割が第4期の期首時点で行われていると仮定して算定しております。

(8) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当会社はありません。

② 子会社の状況

会社名	資本金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
株式会社ビースタイルスマートキャリア	50百万円	100.0%	派遣・紹介事業（人材派遣事業、人材紹介事業）
株式会社ビースタイルメディア	10百万円	100.0%	メディア事業（求人メディアサイト）
株式会社ビースタイルバリューテクノロ ジーズ	56百万円	100.0%	DX事業（BPA、ITエンジニア派遣・業 務委託サービス）
株式会社ビースタイルチャレンジ	10百万円	100.0%	その他の事業（障がい者雇用推進、グル ープ内業務代行）

(注) 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(9) 主要な事業内容（2026年3月31日現在）

① 派遣・紹介事業

ハイスکیل人材向けの時短派遣・紹介サービス「スマートキャリア」としゅふ層を中心とした女性にターゲットを絞った派遣サービス「しゅふJOBスタッフィング」を運営しております。しゅふ層が働きやすい求人条件にすることで、企業の採用力を強化します。大手から中小企業まで特にスキルや経験を必要とする女性に適した職種に人材を提供しております。

② メディア事業

しゅふの採用に特化した求人メディアサイト「しゅふJOB」を運営しております。日本全国の女性や、しゅふ層を採用したい業界・企業にニーズの高い求人メディアとなります。採用、応募、掲載という3つの課金形態で幅広いニーズに応えることが可能です。しゅふ層への高い認知度が特徴でもあります。

③ DX事業

業務自動化を中心としたDX推進のBPA（ビジネス・プロセス・オートメーション）とITエンジニア派遣・業務委託サービスを運営しております。WEBエンジニアや基幹システム開発経験者、インフラ／ネットワーク系等多様なITエンジニア採用について人材派遣・業務委託の形態で支援するサービスを提供しております。

④ その他の事業

障がい者の雇用推進とグループ内の業務代行サービスを運営しております。

(10) 主要な事業所等 (2026年3月31日現在)

当社

名 称	所 在 地
本 社	東京都新宿区西新宿六丁目18番1号

(11) 従業員の状況 (2026年3月31日現在)

① 企業集団の従業員数

従 業 員 数	前期末比増減
336名 (74名)	33名 (7名)

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員数

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
57名 (5名)	一名 (1名)	42.9歳	6.7年

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 平均勤続年数は、当社グループにおける勤続年数を通算して算出しております。

(12) 主要な借入先の状況 (2026年3月31日現在)

借入先	借入残高
シンジケートローン	678,700千円
株式会社商工組合中央金庫	700,000千円

(注) シンジケートローンは、株式会社みずほ銀行を幹事とする6社（株式会社三菱UFJ銀行、株式会社商工組合中央金庫、株式会社りそな銀行、株式会社千葉銀行、株式会社東日本銀行）の協調融資によるものです。

(13) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2026年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 4,998,000株

(2) 発行済株式の総数 普通株式 1,454,984株

(3) 株主数 781名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数（株）	持株比率（％）
合同会社Original3 代表社員 三 原 邦 彦	304,900	20.95
合同会社ファースト・ステージ 代表社員 増 村 一 郎	228,500	15.70
島 田 亨	156,000	10.72
増 村 一 郎	80,000	5.49
株式会社ファースティ	51,000	3.50
ビー・スタイル従業員持株会	43,500	2.98
笠 原 朗	43,300	2.97
水 元 公 仁	42,800	2.94
稲 見 吉 邦	35,000	2.40
肥 田 義 光	26,600	1.82

(5) その他株式に関する重要な事項

個人投資家層の拡大、並びに株式の流通の活性化を図るため2026年4月1日付で1株につき2株の割合をもって株式分割を実施いたしました。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

		第4回新株予約権	第5回新株予約権
発行決議日		2018年9月28日	2021年1月20日
新株予約権の発行価額		無償	無償
新株予約権の行使時の払込金額 (注)4		214円 (1株当たり107円)	214円 (1株当たり107円)
新株予約権の行使期間		2020年9月30日から 2028年8月13日まで	2023年1月26日から 2030年12月23日まで
新株予約権の行使条件		(注)1、2、3	(注)1、2、3
役員 の 保 有 状 況	当社取締役 (社外取締役を除く)	—	—
	社外取締役 (注)4	保有者数 1名	—
		保有数 2,000個	
		目的となる株式の数 4,000株	
	監査役 (注)4	保有者数 1名	保有者数 1名
		保有数 250個	保有数 100個
		目的となる株式の数 500株	目的となる株式の数 200株

- (注) 1. 新株予約権発行時において当社取締役又は監査役若しくは従業員であった者は、新株予約権の行使時において、当社又は当社子会社の取締役又は監査役若しくは従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合にはこの限りではない。
2. 当社が株式公開取り止めの意思決定を行った場合、新株予約権の行使を認めない。
3. 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
4. 当社は、2026年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「目的となる株式の数」が調整されております。

		第7回新株予約権
発行決議日		2021年3月30日
新株予約権の発行価額		無償
新株予約権の行使時の払込金額 (注)4		214円 (1株当たり107円)
新株予約権の行使期間		2023年4月1日から 2030年12月23日まで
新株予約権の行使条件		(注)1、2、3
役員 の 保 有 状 況	当社取締役 (社外取締役を除く)	—
	社外取締役	—
	監査役 (注)4	保有者数 1名 保有数 300個 目的となる株式の数 600株

- (注) 1. 新株予約権発行時において当社取締役又は監査役若しくは従業員であった者は、新株予約権の行使時において、当社又は当社子会社の取締役又は監査役若しくは従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合にはこの限りではない。
2. 当社が株式公開取り止めの意思決定を行った場合、新株予約権の行使を認めない。
3. 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
4. 当社は、2026年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「目的となる株式の数」が調整されております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社従業員等に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2026年3月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	三 原 邦 彦	－
取 締 役 会 長	増 村 一 郎	－
取 締 役	七 村 守	アスクプロ株式会社 社外取締役
取 締 役	堤 和 子	株式会社キャリアエーラ 代表取締役
常 勤 監 査 役	橋 本 邦 宏	－
監 査 役	鴫 崎 俊 也	－
監 査 役	福 士 貴 紀	弁護士、公認会計士

- (注) 1. 取締役 七村 守氏、堤 和子氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 鴫崎 俊也氏、福士 貴紀氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、取締役 七村 守氏、堤 和子氏、監査役 鴫崎 俊也氏及び福士 貴紀氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 取締役 加藤 勝久氏は、2025年8月31日付で取締役を辞任いたしました。なお、退任時における担当は、経営管理本部長でありました。
5. 監査役 須藤 修氏は、2025年4月21日付で監査役を辞任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役2名及び監査役3名は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該業務執行取締役等でない取締役及び監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。保険料は全額当社が負担しており、当該保険契約は、当社の取締役、監査役及び執行役員並びに管理職従業員、社外派遣役員がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補するものです。ただし、被保険者の犯罪行為に起因する損害等は填補対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

取締役報酬については、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、社外取締役の独立した立場からの客観的な意見を参考に取締役会で決定する方針としております。また、監査役報酬については、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において監査役会の協議で決定しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2024年9月17日開催の臨時株主総会において年額5億円以内（ただし、使用人分給与を含まない。）と決議されております。

監査役の報酬限度額は、2020年3月27日開催の臨時株主総会において年額5,000万円以内と決議されております。決議時点において、これらの限度額に基づく報酬等の支給対象となる役員は、取締役4名、監査役3名であります。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる役員の 員数（人）
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	106,925 (7,800)	106,925 (7,800)	— (—)	— (—)	5 (2)
監査役 (うち社外監査役)	16,790 (5,790)	16,790 (5,790)	— (—)	— (—)	4 (3)

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

該当事項はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	七 村 守	当事業年度開催の取締役会には、20回中20回に出席し、議案審議等につき、経験豊富な経営者の観点から必要な発言を行っております。
取締役	堤 和 子	当事業年度開催の取締役会には、15回中12回に出席し、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。
監査役	錦 崎 俊 也	当事業年度開催の取締役会には、20回中20回に出席し、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。また、当事業年度開催の監査役会には、20回中20回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
監査役	福 士 貴 紀	当事業年度開催の取締役会には、15回中15回に出席し、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。また、当事業年度開催の監査役会には、15回中15回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
①当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	23,400千円
②当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	23,400千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、前期の監査実績及び当事業年度の監査方針等について、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、前期における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠、特に監査報酬の増加に対応する監査時間増加原因、追加監査手続についての会計監査人の説明を確認し、提示された報酬見積りが当社グループの事業規模や事業内容に適切であるかなどの妥当性を検討した結果、報酬等の額は妥当と判断し、会社法第399条第1項の同意を行いました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

会計監査人が会社法第340条第1項に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意により解任いたします。また、上記の場合のほか、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合には、監査役が株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任議案の内容を決定します。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める業務の適正性を確保するための体制について取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

① 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (i) 企業としての社会的信頼に応え、企業倫理・法令遵守の基本姿勢を明確にすべく、当社及び子会社の全役職員を対象とした行動規範としてコンプライアンス規程を定め、全役職員に周知徹底を行っております。
- (ii) コンプライアンス規程に基づき、リスクコンプライアンス委員会を設置し、当社及び子会社全体のコンプライアンス体制の構築及び推進を図っております。
- (iii) 内部通報取扱規程に基づき、法令諸規則及び規程に反する行為等を早期に発見し是正することを目的とする内部通報システムの運用を行っております。
- (iv) 市民社会の秩序や安全性に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、これら反社会的勢力に対しては、関係行政機関や顧問弁護士等と緊密に連携し、全社を挙げて毅然とした態度で対応しております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (i) 情報システム管理規程に基づき、責任体制の明確化、情報セキュリティ維持・向上施策を継続的に実施する情報セキュリティ・マネジメント・システムを確立しております。
- (ii) 機密保持規程に基づき、秘密性の程度に応じた管理基準に従い情報を適切に管理しております。
- (iii) 個人情報保護マネジメントシステム規程に基づき、個人情報を厳重に管理して

おります。

- (iv) 取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程等の社内規程に従い適切に保存及び管理を行っております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (i) リスク管理規程に基づき当社及び子会社のリスクの低減及び発生 of 未然防止に努めております。
- (ii) リスク管理規程に基づき、委員会、部署にてリスクを種類ごとに管理するリスク管理体制の構築及び推進を図っております。
- (iii) 当社の監査役及び内部監査室は、当社及び子会社の各部署の日常的なリスク管理状況の監査を実施しております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (i) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として月1回以上の定時取締役会及び適宜臨時取締役会を開催し、重要事項に関して迅速に的確な意思決定を行っております。
- (ii) 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程及び職務権限規程において、権限、責任及び執行手続の詳細について定めております。
- (iii) 当社及び子会社の取締役会は、経営の執行方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定し、業務執行状況を監督しております。

⑤ 当社ならびに子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

上記①～④に掲げる事項のほか、

- (i) 子会社の取締役または監査役を当社から子会社に派遣し、取締役会への出席及び監査役による監査を通じて経営の状況を把握し、監督しております。
- (ii) 当社の内部監査室は当社及び子会社の内部監査を実施し、その結果を代表取締役及び監査役に報告し、状況に応じて必要な管理を行っております。
- (iii) 財務報告の適正性確保のため、当社の経営企画部門は、内部統制計画の策定、内部統制評価のモニタリングを行い、内部統制報告書を作成し、取締役会へ提出しております。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び取締役からの独立性に関する事項

- (i) 監査役の業務補助にスタッフを配置することができます。
- (ii) 当該スタッフは、取締役からの指揮命令を受けないものとしております。
- (iii) 当該スタッフの人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査役会の事前の同意を得るものとしております。

⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体

制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (i) 取締役及び使用人、又はこれらの者から報告を受けたものは、会社に著しい損害を及ぼす事実が発生し又は発生するおそれがあるとき、役職員による違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査役に報告することとしております。また、前記に拘らず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができることとしております。
 - (ii) 前項の監査役への報告を行ったものに対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いをすることを禁止し、その旨を当社及び子会社の取締役及び使用人に周知徹底しております。
 - (iii) 監査役は、取締役会及び経営方針会議の他、重要な意思決定の過程及び業務執行状況を把握するため重要な会議及び委員会に出席し、必要に応じて取締役及び使用人にその説明を求めることができます。また、代表取締役との定期的な意見交換を開催し、意思の疎通を図ることとし、適切な報告体制を確保するものとしております。
 - (iv) 法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保するものとしております。
 - (v) 監査役は、会計監査人及び内部監査責任者と監査上の重要課題等について定期的な情報交換を行い、相互の連携を深め、内部統制状況を監視しております。
- ⑧ 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 「内部通報取扱規程」に準じ、通報者が通報を行ったことに関していかなる不利益も与えてはならないよう措置を講じます。
- ⑨ 監査役の職務執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査役は、会計監査人や弁護士への相談に係る費用を含め、職務の執行に必要な費用の前払・支払又は償還等を会社に請求することができ、会社は当該請求に基づき支払うものとしております。
- ⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- (i) 金融商品取引法その他の法令に基づき、内部統制の有効性の評価、維持、改善等を行っております。
 - (ii) 当社の内部監査室は、各部門・子会社の現状を把握するとともに、業務プロセスのリスク等を監査し、関係部門と協働のうえ財務報告の適正性の確保に努めております。

⑪ 反社会的勢力への対応

- (i) 当社及び子会社は、「反社会的勢力対応の基本方針」及び「反社会的勢力対応要領」に基づき、反社会的勢力の排除に向けた体制の整備を強化しております。
- (ii) 反社会的勢力からの不当要求に備え、平素から所轄警察署や顧問弁護士等、外部専門機関との密接な連携を構築いたします。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

上記に掲げた業務の適正性を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

- ① 当社の取締役会は、原則として月1回の定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速な経営上の意思決定を行える体制としております。取締役会は、法令・定款に定められた事項のほか、経営に関する重要事項を決定するとともに各取締役の業務執行の状況を監督しております。
- ② 監査役会は、原則として月1回の定時監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時監査役会を開催し、監査計画の策定、監査実施状況、監査結果等の検討等、監査役相互の情報共有を図っております。また、監査役は、内部監査室及び会計監査人と随時会合を開催して情報共有を行い、相互に連携を図っております。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、経営基盤の長期安定に向けた財務体質の強化及び事業の継続的な拡大発展に必要な内部留保の充実を重視しております。そのため、会社設立以来、配当を実施しておりません。しかし、株主の皆様への利益還元を経営の重要な課題と認識しており、今後の業績・財務状況・投資計画等を勘案し、内部留保とのバランスをとりながら検討していく方針です。

連 結 貸 借 対 照 表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	3,359,187	流 動 負 債	1,283,004
現 金 及 び 預 金	1,980,221	買 掛 金	387,996
売 掛 金	1,263,457	1年内返済予定の長期借入金	142,800
そ の 他	128,397	リ ー ス 債 務	10,240
貸 倒 引 当 金	△12,889	未 払 金	380,671
固 定 資 産	515,864	未 払 法 人 税 等	52,227
有 形 固 定 資 産	174,372	未 払 消 費 税 等	106,831
建 物 附 属 設 備	149,892	預 り 金	74,961
機 械 装 置	303	賞 与 引 当 金	124,162
工具、器具及び備品	24,176	そ の 他	3,113
無 形 固 定 資 産	280,511	固 定 負 債	1,276,995
の れ ん	16,603	長 期 借 入 金	1,235,900
ソ フ ト ウ エ ア	140,687	資 産 除 去 債 務	41,095
ソフトウエア仮勘定	112,910		
リ ー ス 資 産	9,058		
そ の 他	1,251	負 債 合 計	2,560,000
投資その他の資産	60,979	純 資 産 の 部	
投 資 有 価 証 券	25,873	株 主 資 本	1,311,666
敷 金	2,465	資 本 金	310,095
長 期 未 収 入 金	5,500	資 本 剰 余 金	235,845
長 期 貸 付 金	1,342	利 益 剰 余 金	765,724
長 期 前 払 費 用	22,507	その他の包括利益累計額	3,385
繰 延 税 金 資 産	8,791	その他有価証券評価差額金	3,385
貸 倒 引 当 金	△5,500	純 資 産 合 計	1,315,051
資 産 合 計	3,875,051	負 債 及 び 純 資 産 合 計	3,875,051

連 結 損 益 計 算 書

〔自：2025年 4 月 1 日〕
〔至：2026年 3 月31日〕

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上		12,008,754
売 上 原 価		6,140,639
売 上 総 利 益		5,868,115
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		5,678,419
営 業 利 益		189,695
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金	4,235	
助 成 金 収 入	6,583	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	7,410	
そ の 他	928	19,158
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	30,324	
支 払 手 数 料	1,000	
そ の 他	733	32,058
経 常 利 益		176,796
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損 失	12	
減 損 損 失	21,368	21,381
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		155,414
法 人 税、 住 民 税 及 び 事 業 税		103,354
法 人 税 等 調 整 額		576
当 期 純 利 益		51,484
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		51,484

連結株主資本等変動計算書

〔自：2025年4月1日〕
〔至：2026年3月31日〕

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	309,519	235,269	714,240	1,259,029
当期変動額				
新株の発行	576	576		1,152
親会社株主に帰属する 当期純利益			51,484	51,484
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	576	576	51,484	52,636
当期末残高	310,095	235,845	765,724	1,311,666

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計	
当期首残高	4,135	4,135	1,263,165
当期変動額			
新株の発行			1,152
親会社株主に帰属する 当期純利益			51,484
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△750	△750	△750
当期変動額合計	△750	△750	51,885
当期末残高	3,385	3,385	1,315,051

連結注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 4社

主要な連結子会社の名称

株式会社ビースタイルスマートキャリア

株式会社ビースタイルメディア

株式会社ビースタイルバリューテクノロジーズ

株式会社ビースタイルチャレンジ

② 主要な非連結子会社の名称

該当事項はありません。

③ 議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等を子会社としなかった会社等の名称等

該当事項はありません。

④ 支配が一時的であることと認められること等により、連結の範囲から除かれた子会社等の財産又は損益に関する事項

該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社又は関連会社の数

該当事項はありません。

② 持分法を適用しない非連結子会社又は関連会社の名称

該当事項はありません。

③ 議決権の100分の20以上、100分の50以下を自己の計算において所有している会社等のうち、関連会社としなかった会社等の名称等

該当事項はありません。

④ 持分法の適用の手続きについて特に記載すべき事項

該当事項はありません。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

関係会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

- ・市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均により算定）

- ・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② 重要な減価償却資産の減価償却方法

イ. 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備 10～15年

機械装置 7～10年

工具、器具及び備品 3～15年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、商標権については10年、ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社は、下記の5ステップアプローチに基づき、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。なお、取引の対価は、履行義務充足と同時、もしくは、履行義務充足時点から概ね1ヶ月以内に受領しており、重要な金融要素はありません。また、変動対価の見積りに重要性はありません。

イ. 派遣・紹介事業

派遣事業については、当社グループと雇用契約を締結した派遣スタッフを派遣先企業に派遣し、契約に合意された期間にわたって、約束した派遣サービスを提供することであり、履行義務は、契約期間にわたり稼働時間の経過につれて充足されると判断し、稼働時間をもとに収益を認識しております。なお、対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

紹介事業については、当社グループは労働者を求める顧客企業に対して、候補者を紹介する義務を負っております。その候補者が入社した時点で履行義務を充足すると判断し、入社月に収益を認識しております。なお、対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

また、顧客企業へ紹介した紹介者が入社後の一定期間内に退職した場合、対価の一部を返還することが契約に定められているものについては、過去の実績等により返還額を見積り、返金負債を計上するとともに収益より控除しております。

ロ. メディア事業

メディア事業は、パート・アルバイト・契約社員・派遣社員等の労働者を求める企業に対して、当社グループが運営する求人メディアサイトへ課金型の求人広告掲載サービスを提供しております。

応募課金型については、当社グループが運営する求人メディアサイトを通じて応募があった場合、応募数に応じて手数料を得ております。求職者からの応募が発生した時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

掲載課金型については、当社グループが運営する求人サイトへ求人広告の掲載を提供することにより、手数料を得ております。求人広告を掲載している一定期間にわたり履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

採用課金型については、当社グループが運営する求人サイトを通じて採用があった場合、成果報酬として手数料及び求人サイトの利用料を得ております。労働者を求める企業が求職者を採用し就業開始日から暦日8日目に履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。求人サイトの利用料については、アカウントを発行した時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

なお、いずれの取引についても対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

ハ. DX事業

DX事業は、BPA（ビジネス・プロセス・オートメーション）やITエンジニア派遣・業務委託サービスを行っております。当該サービスはITエンジニアの派遣契約及び準委任契約により顧客企業で役務提供を行います。履行義務は、契約期間にわたって充足されると判断し、契約期間中の稼働実績等に応じて収益を認識しております。

なお、対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

二. その他の事業

その他の事業は、障がい者雇用支援を推進し当社グループ内のサポート業務を提供しております。サポート業務に関しては、顧客との契約期間の経過に応じて当社の履行義務が充足されると判断していることから、顧客との契約期間の経過に応じて収益を認識しております。

なお、対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

⑤ 重要な収益及び費用の計上基準

のれんの償却については、3年間の定額法により償却を行っております。

(4) 会計上の見積りに関する事項

繰延税金資産の回収可能性

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産8,791千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

算出方法

繰延税金資産は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第28号）に定める企業分類に基づき、当連結会計年度末における将来減算一時差異等に係る繰延税金資産が、将来の税金負担額を軽減する効果を有する範囲内で計上しております。

主要な仮定

繰延税金資産の回収可能性は、将来の課税所得の十分性、将来減算一時差異の解消見込年度のスケジューリング等に用いられる仮定に依存します。課税所得の見積りは将来の事業計画を基礎としており、著しい経営環境の悪化等はないと判断しております。

翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

課税所得は、主要な仮定や将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があります。

翌連結会計年度における課税所得の十分性の状況などにより企業分類が変更になった場合、繰延税金資産の取崩し等が発生する可能性があります。

3. 表示方法の変更に係る注記

（連結貸借対照表関係）

前連結会計年度において「無形固定資産」の「ソフトウェア」に含めておりました「ソフトウェア仮勘定」については、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。

4. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 185,359千円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数に関する事項

当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

普通株式 1,454,984株

(注) 当社は2026年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、上記の事項は、当該株式分割前の株式数を基準としております。

(2) 当連結会計年度中の剰余金の配当

該当事項はありません。

(3) 当連結会計年度末日後の剰余金の配当

該当事項はありません。

(4) 当連結会計年度末日における新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式 57,639株

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金及び金銭債権である長期貸付金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては当社グループの与信管理に関する規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握しております。賃貸借契約に基づく敷金は、預託先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金、未払法人税等、未払消費税等は、1年以内の支払期日であります。短期借入金及び長期借入金は、運転資金等に必要な資金調達を目的としたものであります。なお、長期借入金の一部は変動金利であるため、金利の変動リスクに晒されております。また、営業債務や借入金は、流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）に晒されておりますが、定期的に資金繰り計画を作成・更新するなどの方法により管理しております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

- ・信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、与信管理規程に従い営業債権について、取引開始時における与信調査、回収状況の継続的なモニタリング、与信限度額の見直し等を実施しております。敷金については、賃貸借契約締結に際し預託先の信用状況を確認して当該リスクの低減を図っております。

- ・市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

- ・資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理
当社グループは、財務経理部において適時に資金繰り計画を作成・更新するなどの方法により、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。金融商品の時価の算定においては変動要因を織込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（(*2) 参照）。

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券(*2)	5,873	5,873	－
(2) 長期未収入金(*3)	11,500	11,344	△155
(3) 長期貸付金(*4)	4,877	4,832	△44
(4) 敷金	2,465	2,465	－
資産計	24,715	24,515	△199
(1) 長期借入金(*5)	1,378,700	1,304,562	△74,137
(2) リース債務	10,240	10,240	－
負債計	1,388,940	1,314,802	△74,137

(*1) 「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」「未払金」「未払費用」「未払法人税等」「未払消費税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2) 市場価格のない株式等は、「(1) 投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度(千円)
非上場株式等	19,999

(*3) 1年内回収予定の長期未収入金を含みます。

(*4) 1年内回収予定の長期貸付金を含みます。

(*5) 1年内返済予定の長期借入金を含みます。

(注1) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

区分	1年以内	1年超5年内	5年超10年内
長期未収入金	6,000	5,500	—
長期貸付金	3,534	1,342	—
敷金	2,465	—	—
合計	11,999	6,842	—

(注2) 長期借入金、リース債務の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

区分	1年内	1年超2年内	2年超3年内	3年超4年内	4年超5年内	5年超
長期借入金	142,800	142,800	142,800	142,800	807,500	—
リース債務	10,240	—	—	—	—	—
合計	153,040	142,800	142,800	142,800	807,500	—

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	5,873	－	－	5,873
資産計	5,873	－	－	5,873

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期未収入金	－	11,344	－	11,344
長期貸付金	－	4,832	－	4,832
敷金	－	2,465	－	2,465
資産計	－	18,642	－	18,642
長期借入金	－	1,304,562	－	1,304,562
リース債務	－	10,240	－	10,240
負債計	－	1,314,802	－	1,314,802

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

投資有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式がこれに含まれます。

長期未収入金・長期貸付金

長期未収入金・長期貸付金の時価は、元利金の合計を国債の利回り等適切な指標による利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

敷金

敷金の時価は、一定の期間ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローと国債の利回り等適切な指標による利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

リース債務

リース債務の時価は、元利金の合計額を新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

7. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント				合計
	派遣・紹介 事業	メディア事業	D X 事業	その他の 事業	
人材派遣事業	6,191,844	－	－	－	6,191,844
人材紹介事業	299,654	－	－	－	299,654
求人メディアサイト事業	－	4,424,931	－	－	4,424,931
BPA事業	－	－	533,377	－	533,377
ITエンジニア派遣事業	－	－	387,205	－	387,205
その他	163,342	－	－	8,398	171,741
顧客との契約から生じる収益	6,654,842	4,424,931	920,582	8,398	12,008,754
外部顧客への売上高	6,654,842	4,424,931	920,582	8,398	12,008,754

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 451円91銭

(2) 1株当たり当期純利益 17円73銭

(注) 当社は、2026年4月1日付で普通株式1株に対し普通株式2株の割合で株式分割を行いました。1株当たり情報の各金額は、当連結会計年度の期首に株式の分割をしたと仮定して算定しています。

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10. その他の注記

(資産除去債務に関する注記)

(1) 当該資産除去債務の概要

本社建物の不動産賃借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から15年と見積り、割引率は0.239%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	40,997千円
見積りの変更による増加額	13,700千円
時の経過による調整額	97千円
資産除去債務の履行による減少額	△10,810千円
その他増減額 (△は減少)	△2,890千円
期末残高	41,095千円

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	1,300,534	流 動 負 債	280,319
現 金 及 び 預 金	893,616	買 掛 金	151
売 掛 金	160,636	1年内返済予定の長期借入金	142,800
未 収 収 益	433	リ ー ス 債 務	10,240
未 収 入 金	16,200	未 払 金	71,890
短 期 貸 付 金	113,534	未 払 費 用	475
前 払 費 用	94,741	未 払 法 人 税 等	9,117
そ の 他	27,371	預 り 金	10,786
貸 倒 引 当 金	△6,000	賞 与 引 当 金	34,859
固 定 資 産	689,022	固 定 負 債	1,276,995
有 形 固 定 資 産	173,415	長 期 借 入 金	1,235,900
建 物 附 属 設 備	149,892	資 産 除 去 債 務	41,095
工 具、器 具 及 び 備 品	23,522		
無 形 固 定 資 産	272,480	負 債 合 計	1,557,314
ソ フ ト ウ エ ア	149,259	純 資 産 の 部	
ソフトウエア仮勘定	112,910	株 主 資 本	428,856
リ ー ス 資 産	9,058	資 本 金	310,095
そ の 他	1,251	資 本 剰 余 金	273,489
投資その他の資産	243,127	資 本 準 備 金	273,489
関 係 会 社 株 式	187,730	利 益 剰 余 金	△154,728
投 資 有 価 証 券	25,873	そ の 他 利 益 剰 余 金	△154,728
敷 金 及 び 保 証 金	2,201	繰 越 利 益 剰 余 金	△154,728
長 期 未 収 入 金	5,500	評 価 ・ 換 算 差 額 等	3,385
長 期 貸 付 金	1,342	その他有価証券評価差額金	3,385
長 期 前 払 費 用	22,507	純 資 産 合 計	432,242
繰 延 税 金 資 産	3,472		
貸 倒 引 当 金	△5,500	負 債 及 び 純 資 産 合 計	1,989,557
資 産 合 計	1,989,557		

損 益 計 算 書

〔自：2025年 4 月 1 日〕
〔至：2026年 3 月31日〕

(単位：千円)

科 目		金 額	
売 上	高 価		1,680,057
売 上 原 価	価 値		4,578
売 上 総 利 益	益		1,675,478
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	費		1,456,651
営 業 利 益	益		218,826
営 業 外 収 益	益		
受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金	金	3,457	
助 成 金 収 入	入	2,204	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	額	6,000	
そ の 他	他	766	12,427
営 業 外 費 用	用		
支 払 利 息	息	30,324	
支 払 手 数 料	料	1,000	
そ の 他	他	191	31,515
経 常 利 益	益		199,739
特 別 損 失	失		
固 定 資 産 除 却 損 失	損 失	12	
減 損	損 失	21,368	21,381
税 引 前 当 期 純 利 益	益		178,358
法 人 税、 住 民 税 及 び 事 業 税	税		48,053
法 人 税 等 調 整 額	額		4,940
当 期 純 利 益	益		125,365

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

〔自：2025年 4 月 1 日〕
〔至：2026年 3 月31日〕

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計	
				繰越 利益剰余金		
当期首残高	309,519	272,913	272,913	△280,093	△280,093	302,339
当期変動額						
新株の発行	576	576	576			1,152
当期純利益				125,365	125,365	125,365
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当期変動額合計	576	576	576	125,365	125,365	126,517
当期末残高	310,095	273,489	273,489	△154,728	△154,728	428,856

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	4,135	4,135	306,475
当期変動額			
新株の発行			1,152
当期純利益			125,365
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△750	△750	△750
当期変動額合計	△750	△750	125,766
当期末残高	3,385	3,385	432,242

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

- ・ 市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均により算定）

- ・ 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) 減価償却資産の減価償却方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備 10～15年

工具、器具及び備品 3～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、商標権については10年、ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の主な収益は、経営指導料、業務受託に係る収入となります。

経営指導料は、子会社への契約内容に応じた受託業務を提供することが履行義務であり、業務が実施された時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益及び費用を認識しております。取引の対価は履行義務を充足してから１ヶ月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

2. 会計上の見積りに関する注記

(繰延税金資産の回収可能性)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産3,472千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

繰延税金資産は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第28号）に定める企業分類に基づき、当事業年度末における将来減算一時差異に係る繰延税金資産が、将来の税金負担額を軽減する効果を有する範囲内で計上しております。

② 主要な仮定

繰延税金資産の回収可能性は、将来の課税所得の十分性、将来減算一時差異の解消見込年度のスケジュールリング等に用いられる仮定に依存します。課税所得の見積りは将来の事業計画を基礎としており、著しい経営環境の悪化等はないと判断しております。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

課税所得は、主要な仮定や将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があります。翌事業年度における課税所得の十分性の状況などにより企業分類が変

更になった場合、繰延税金資産の取崩し等が発生する可能性があります。

3. 表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表関係)

前事業年度において「無形固定資産」の「ソフトウェア」に含めておりました「ソフトウェア仮勘定」については、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権	306,478千円
短期金銭債務	11,877千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 184,368千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高（収入分）	1,672,237千円
営業取引による取引高（支出分）	109,715千円
営業取引以外の取引による取引高（収入分）	1,523千円
営業取引以外の取引による取引高（支出分）	－千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

該当事項はありません。

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

賞与引当金	8,867千円
資産除去債務	12,953 //
未払事業所税	688 //
投資有価証券評価損	7,643 //
事業税	1,877 //
貸倒引当金	3,624 //
繰延税金資産小計	35,654千円
評価性引当額	△22,330 //
繰延税金資産合計	13,324千円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	1,558千円
有形固定資産	8,293 //
繰延税金負債合計	9,851千円
繰延税金資産純額	3,472千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.6 %
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.0 //
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	－ //
住民税均等割等	0.3 //
所得拡大促進税制による税額控除	△1.0 //
評価性引当額の増減	△1.0 //
繰越欠損金	－ //
その他	△0.2 //
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.7 %

8. 関連当事者との取引に関する注記
子会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	(株)ビースタイル スマートキャリア	(被所有) 直接100%	役員の兼務 経営指導 設備の賃貸 システム利用 人材派遣 債務被保証	経営指導料の受取 (注)1	372,057	売掛金	23,571
				銀行借入債務被保証 (注)2	678,700	—	—
子会社	(株)ビースタイル メディア	(被所有) 直接100%	役員の兼務 経営指導 設備の賃貸 システム利用 債務被保証	経営指導料の受取 (注)1	1,162,142	売掛金	130,120
				銀行借入債務被保証 (注)2	678,700	—	—
子会社	(株)ビースタイル バリューテクノロジーズ	(被所有) 直接100%	役員の兼務 資金の貸付 経営指導 設備の賃貸 債務被保証	資金の貸付	31,000	貸付金	110,000
				受取利息	1,518	未収利息	433
				RPAの開発	6,447	—	—
				銀行借入債務被保証 (注)2	678,700	—	—
子会社	(株)ビースタイル チャレンジ	(被所有) 直接100%	役員の兼務 債務被保証	銀行借入債務被保証 (注)2	678,700	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1 経営指導料等の受取については、双方協議のうえ合理的に決定しております。

(注) 2 当社の銀行からの借入に対して、債務保証を受けております。取引金額については、債務保証を受けている借入金の期末残高を記載しております。なお、保証料の支払いは行っておりません。

(注) 3 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

9. 収益認識に関する注記

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 148円54銭

(2) 1株当たり当期純利益 43円17銭

(注) 当社は、2026年4月1日付で普通株式1株に対し普通株式2株の割合で株式分割を行いました。1株当たり情報の各金額は、当事業年度の期首に株式の分割をしたと仮定して算定しています。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月20日

株式会社ビースタイルホールディングス
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
指定有限責任社員 公認会計士 石井 雅也
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 堤 康
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ビースタイルホールディングスの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ビースタイルホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月20日

株式会社ビースタイルホールディングス
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
指定有限責任社員 公認会計士 石井 雅也
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 堤 康
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ビースタイルホールディングスの2025年4月1日から2026年3月31日までの第7期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第7期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、確認を行いました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実
は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該
内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、
指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月22日

株式会社ビースタイルホールディングス監査役会

常勤監査役 橋 本 邦 宏 ㊟

監査役 鴛 崎 俊 也 ㊟

監査役 福 士 貴 紀 ㊟

以 上

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目31番11号
住友不動産新宿南口ビル
ベルサール新宿南口4階 ROOM 3+4
電話 050-3112-0932



ビル入口（ベルサール会場用）にスロープ、その他、会場階である4階には多目的トイレがございます。

交通のご案内

新宿駅：新南口 徒歩4分

新宿三丁目駅（丸ノ内線・副都心線・都営新宿線）：E8出口 徒歩2分

◎お願い

駐車場、駐輪場の準備はいたしておりませんので、ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。